

有限会社門野造園行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7(2025)年 4 月 1 日～令和 17(2035)年 3 月 31 日までの 10 年間

2. 内容

目標 1：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 50%以上とする。

<対策>

- 4 月：各自に年次有給休暇日数の伝達
- 10 月：4 月～9 月までの年次有給休暇取得状況を確認し、取得を促す
- 12 月：計画的付与を踏まえ取得を促す

目標 2：所定外労働時間の現状維持を図るため、業務の見直しを継続的に行う。

<対策>

- 「ノー残業デー」を継続実施する
- 社員の年次有給休暇取得を推進する
- 所定外労働の現状を把握し、業務改善の取り組みを継続して行う

目標 3：看護・育児・介護に関する勤務制度の理解浸透と取得しやすい職場の風土づくりをする。

<対策>

- 4 月：社員へのアンケート調査、検討開始
- 「仕事と家庭の両立支援」について理解促進と働き方について意識改革を図る
- 育児を行う労働者が子の看護休暇を柔軟に取得できるよう、時間単位の取得について検討を進める